

IP網への移行後の音声接続料の在り方

論点整理①（案）

論点1 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法

- ・メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料を、同一の接続料として算定する場合、どのような方法が考えられるか。
- ・IP網への移行過程(令和4年4月～令和6年12月)における加入電話・メタルIP電話の音声接続料の例(PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルによる算定値をトラヒック比で加重平均)を参考に、トラヒック割合等を踏まえて加重平均をとることが考えられるか。

論点2 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い(アクセス回線の光回線代替)

- ・LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置き換えについて、どのように考えるか。
- ・今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向等を踏まえた検討が必要ではないか。

論点3 東西均一接続料の扱い

- ・メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引き続き、東西均一とすべきか。
- ・接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討する必要があるのではないか。
- ・ひかり電話の接続料との加重平均等により算定する「同一の接続料」が、東西別となることについてどう考えるか。

論点4 接続料算定方法の適用期間

- ・IP網へ移行後の接続料算定方法の適用期間について、どのように考えるか。
- ・環境変化への柔軟な対応を可能とする観点から次期適用期間についても、これまでと同程度とすることが考えられるか。

論点5 その他検討を要する事項

- ・上記の他、IP網への移行後の音声接続料の在り方について検討を要する事項はあるか。
 - NTT東日本・西日本から以下の事項について提案(第67回接続政策委員会(11/1))があった。
 - ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較
 - LRICモデルの運用プロセスの簡素化
 - 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し

論点1 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法

- ・メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料を、同一の接続料として算定する場合、どのような方法が考えられるか。
- ・IP網への移行過程(令和4年4月～令和6年12月)における加入電話・メタルIP電話の音声接続料の例(PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルによる算定値をトラヒック比で加重平均)を参考に、トラヒック割合等を踏まえて加重平均をとることが考えられるか。

<事業者からの主な意見>

● 加重平均の方法

- ・メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話に係る設備の固有部分及びこれらの共通部分についてそれぞれ接続料を算定し、固有部分の接続料をトラヒック割合に基づいて加重平均し、それに共通部分の接続料を加えることによって同一の接続料を算定する方法が適当。【NTT東日本・西日本】※KDDI・ソフトバンクも同趣旨
- ・加重平均に用いる割合は、NTT東日本・西日本が受領する接続料であることから、NTT東日本・西日本が接続料を受領する対象となる相互接続トラヒックの割合とすることが適当。【NTT東日本・西日本】

● 原価算定の方法

- ・メタルIP電話の固有設備(メタル収容装置及び新変換装置)については、IP-LRICモデルを適用することが適当。【KDDI・ソフトバンク】
- ・メタルIP電話の固有設備の接続料は、「メタル収容装置(メタル回線収容機能)」及び「メタル収容装置～中継ルータ間の伝送路(一般中継系ルータ接続伝送機能)」を対象とすることが適当。【NTT東日本・西日本】
- ・ひかり電話の接続料は、現在、将来原価方式により算定しているが、次期算定期間においては、ひかり電話の需要動向も踏まえて、算定方式の見直し(実績原価方式の採用等)の可否についても検討していく考え。【NTT東日本・西日本】
- ・ひかり電話については、一旦将来原価方式とするが、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」(令和3年9月1日情報通信審議会。以下「令和3年9月答申」という。)において整理された通り、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングし、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合には、LRIC方式による算定を速やかに検討すべき。【ソフトバンク】

● ワイヤレス固定電話の原価

- ・「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申」(令和4年9月20日情報通信審議会。以下「令和4年9月答申」という。)において整理された通り、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、低廉な接続料原価を採用すべき。【ソフトバンク】

<委員からの主な意見>

- 「トラヒック比で加重平均」とは、通信回数単位の接続料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均するという認識でよいか。 ※11月1日委員会に出席した事業者からは「同じ認識である」旨の発言あり。

論点1 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法 ※ワイヤレス固定電話の扱いは論点5も参照

<経緯>

- IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話は、各々メタル收容装置と收容ルータを通じていずれもNGNに收容され、接続料原価の対象となる網や設備を多く共有する。令和3年9月答申において、IP網への移行後、「メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当」とされ、令和4年9月答申において、「ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」とされた。
- メタルIP電話の收容に係る機能等の接続料については、令和3年9月答申において、「これまでどおり、現在PSTNの接続料原価算定に適用しているLRIC方式を適用することが適当」とされた。
- また、NGNを用いて提供される機能の部分の接続料については、「当面は現在のNGNの接続料原価算定に係る考え方を踏襲して実際費用方式による原価算定を行うこととしつつも、毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが必要である。その上で、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合には、LRIC方式による接続料原価の算定について検討を行うことも必要と考えられる」とされた。

<考え方>

- メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料について同一の接続料を算定するに当たって、これらに係る設備の固有部分については、各接続料を算定し、相互接続トラフィックにおける割合に基づいて加重平均する方法が適当ではないか。
- この際、通信回数単位の接続料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均することが適当ではないか。
- また、メタルIP電話の固有設備(メタル收容装置及び新変換装置)の接続料の算定については、第9次IP-LRICモデルの「メタル收容装置(メタル回線收容機能)」及び「メタル收容装置～中継ルータ間の伝送路(一般中継系ルータ接続伝送機能)」の部分の適用することが適当ではないか。
- NGNを用いて提供される機能の部分については、令和3年9月答申における整理を引き続き踏襲することが必要ではないか。

論点2 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い(アクセス回線の光回線代替)

- ・ LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置き換えについて、どのように考えるか。
- ・ 今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向等を踏まえた検討が必要ではないか。

<事業者からの主な意見>

● 実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当

- ・ 令和4年度末時点で約1,300万回線残っているメタル回線について、現時点でアクセスマイグレーションを実施する具体的な切替計画はない。こうした状況は令和3年9月答申時から変化が生じているものではなく、次期算定期間においても、接続料の算定を光回線に置き換えることは設備実態と乖離した非現実的な想定であることから、「まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当」と考える。【NTT東日本・西日本】

● LRIC方式の前提を踏まえ、本来は加入者回線の選択ロジックを適用すべき

- ・ LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として通信網を構築した場合の費用を算定する方式であることから、本来は第9次IP-LRICモデルの加入者回線選択ロジックを適用すべき。【KDDI】
- ・ LRICモデルは、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備技術を採用することが前提であることから、メタル回線について、収容局単位で経済比較またはそれに相応する比較を行った上で光回線に置き換え可能とすることは適当。【ソフトバンク】

● メタル回線維持に関する状況変化を踏まえて検討すべき

- ・ NTTから、メタル回線については2035年頃に維持限界を迎え、メタル設備の縮退は避けられない旨が説明されている。【KDDI】
- ・ メタル回線については2035年に維持限界を迎えることが、NTTの説明により明らかにされている。【ソフトバンク】
- ・ NTT東日本・西日本は光ファイバにて、「光回線電話(光ファイバのみを敷設した方が低廉で効率的となる場合等において、メタル回線を再敷設せず光ファイバにより提供する「加入電話に相当する光IP電話」)」や「ひかり電話ネクスト」といった音声単体サービスを提供するなど、メタル回線から光回線へ移行している。【KDDI・ソフトバンク】
- ・ 現時点では、NTT東日本・西日本がアクセス回線をメタル回線から光回線にマイグレーションしていく具体的な計画を策定するには至っていない。仮に計画をしたとして、マイグレーションを進める際には、大規模な利用者に対して丁寧に周知をしながら、メタル回線による音声サービスからの移行対応を進めていくことになり、少なくとも次期の算定期間、この数年間レベルの短時間において、光回線に全て置き換わっていくということは、現実的には想定されない。【NTT東日本・西日本】

論点2 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い(アクセス回線の光回線代替)

- ・LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置き換えについて、どのように考えるか。
- ・今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向等を踏まえた検討が必要ではないか。

<委員からの主な意見>

● メタル回線の光回線への置き換えについて

- ・メタル回線で引かれている加入者回線を光回線に見直すとすると、NTSコストとTSコスト、基本料と通話料での負担割合がかなり変わることが想定される。接続料を低廉化するという観点からは、TSコストが小さい方を取ればいいが、基本料負担の部分、ユニバーサルサービス制度において交付金の算定対象となるものに手をつけずに通話料、接続料が安くなるから光回線にみなしていいのかというと、おそらくそういうわけにはいかないの、ユニバーサルサービス政策委員会との意見交換を行ってからでないと、踏み切るの難しいと思われる。
- ・これからユニバーサルサービスをどう考えていくのかというのは非常に重要で、人口減少下でのユニバーサルサービスが一体何なのか考えていかないといけない。(モデル上、)拙速に光回線にしてしまうと、今、メタル回線で引いているところに、全部光回線を引くのかという印象を与えてしまうことを心配している。将来のユニバーサルサービスの望ましい姿はどのようなものなのかという点と併せて考えていくことが重要。
- ・今のところはメタル回線から光回線に置き換えることは、コスト的に見合わないから無理だという前提で(NTT東日本・西日本は)説明していると思うが、ワイヤレス固定電話の提供が可能な区域をもう少し広げることによって、よりコスト削減ができるということはないか。
- ・光回線を契約したが、ほぼ(インターネットサービスを)使っていないという場合が相当あり、その受け皿として、今回、ひかり電話ネクストのようなプランも新設されたと理解。一方で、それに対して「アナログ回線に戻すとコストが安くなる」といったアナログ戻し助言のような消費者トラブルも頻発してきた。光回線を使わないのであれば加入電話に戻るといった方向性もあると思っており、メタルIP電話について、ある程度長くサービス提供していただきたい。また、同程度の価格でひかり電話ネクストを提供していただきたい。

● メタル回線維持に係る状況変化について

- ・事業者から、(NTTが)メタル回線が2035年に維持限界を迎えるとの説明をしていた旨の指摘があった。この点、前回の答申からの事情変更という主張と考えられるがどうか。
- ・NTT東日本・西日本において現時点でアクセスマイグレーションを実施する具体的な切替計画がないということだが、これは単に次の接続料算定期間のみ限定した意見なのか、あるいはしばらくその状況が継続するのか、もう少し具体的に示していただきたい。また、継続して具体的な切替計画に関する御説明を頂けるのかどうか、併せてお教えいただきたい。(→NTT東日本・西日本より、「少なくとも次期の算定期間、この数年間レベルの短時間において、光回線に全て置き換わっていくことは、現実的には想定されない」旨の回答あり。)

論点2 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い(アクセス回線の光回線代替)

<経緯>

- 第9次IP-LRICモデルでは、経済比較又はそれに相当する比較により、メタル回線を光回線に置き換えることが可能である。令和3年9月答申においては、「長期増分費用方式の考え方に立脚すれば、モデル上の加入者回線は、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に限定せず、より経済的な回線種別に置き換えることが適当と考えられる」とされた。
- 他方で、「第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、IP網への移行期間中から直ちに光回線への置き換えを行うことは現実的ではなく、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当」とされた。その上で、光回線への置き換えについては、「検討を継続することが適当」とされた。

<考え方>

- 接続事業者からは、LRIC方式の前提や、メタル回線の維持等に関するNTTの情報通信審議会 通信政策特別委員会での説明を踏まえ、加入者回線の選択ロジックの適用による光回線への置き換えを検討すべきとの意見があった。
- 他方、NTT東日本・西日本からは、現時点ではアクセス回線をメタル回線から光回線に移行していく具体的な計画の策定には至っておらず、この状況は令和3年9月答申時から変化が生じていないことから、次期算定期間においても、「まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当」と考えるとの意見があった。
- この点、LRICモデルにおける原価算定において、メタル回線を光回線へ置き換える場合には、基本料との負担割合や、ユニバーサルサービス制度において交付金の算定対象となるコストへの影響を整理する必要があるのではないかと。
- 加えて、現在、メタル回線によりサービスを提供している地域の全てにおいて光回線への置き換えを行うことが、実網におけるコスト効率やユニバーサルサービスの維持の観点から適切であるかどうかは明らかでない中、LRICモデル上、拙速に光回線に置き換えて算定するとすれば、現在、実際にメタル回線を引いているところは、全て光回線に置き換えを進めることが望ましいとのメッセージを与えることが懸念されるのではないかと。
- 以上を踏まえ、接続料算定方法の次期適用期間においては、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当ではないかと。
- その上で、LRICモデルにおける光回線への置き換えについては、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況等を注視しつつ、仮に置き換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが適当ではないかと。

論点3 東西均一接続料の扱い

- ・メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引き続き、東西均一とすべきか。
- ・接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討する必要があるのではないか。
- ・ひかり電話の接続料との加重平均等により算定する「同一の接続料」が、東西別となることについてどう考えるか。

<事業者からの主な意見>

- 東西別料金とする場合には、通信市場や利用者への影響を踏まえた観点からの検討が必要。【NTT東日本・西日本】
- 本来、接続料は事業者固有のコストに基づいて設定されるべきものであるため、メタルIP電話固有部分やNGN部分(共通部分、ひかり電話固有部分等)含め、IP網移行後の「同一接続料」については、東西別の接続料を設定すべき。ただし、メタルIP電話固有部分に東西別の接続料を設定することで、「同一接続料」の東西格差が大きくなる場合には、公正競争やユーザー料金への影響等も考えられることから、メタルIP電話固有部分について、引き続き東西均一料金を適用することはあり得る。【KDDI】
- 各々の業務区域における接続料は個別算定が原則であることから、利用者料金の地域格差や公正競争上の懸念が明らかに生じると想定される場合を除き、メタルIP電話の接続料は個別に設定し、ひかり電話の接続料(現行:東西別接続料)との加重平均により算定する「同一の接続料」も東西別とすることが本来あるべき形。【ソフトバンク】

<委員からの主な意見>

- 加入電話のトラヒックが減少する中でユニバーサルサービスを維持していくために、従来どおり、東西均一接続料を続けるのは理にかなっている。一方で、NTT東日本とNTT西日本は別会社であり、それぞれのコストに見合った接続料とすることも理にかなっている。どちらがより望ましいかという判断は難しいが、接続事業者の視点に立つと、東西別の接続料が採用されたときに、利用者の料金が東西で大きく変わらなければ、東西別接続料でも良いのではないかと。ただし、一度、東西別接続料とすると、もう一度、東西均一に戻すのは難しいと思われるので、東西別接続料が望ましいとするのであれば、ユニバーサルサービスに影響がないことを確認した上で実施すべき。
- 東西両方で均等にトラヒックがある事業者では影響が少ないのかもしれないが、東日本地域や西日本地域で主にサービスをしている事業者に対する影響がどうなるか。ヒアリングや試算によって影響を確認して、検討していかなくてはならない。
- 既にひかり電話は東西別の接続料であり、データに係る接続料についても基本的に東西別になっている。
- 今回はメタルIP電話とひかり電話を組み合わせた同一の接続料にするという状況も踏まえて、また、東西格差がどれくらいになるのかということも踏まえて検討していくことになるのではないかと。

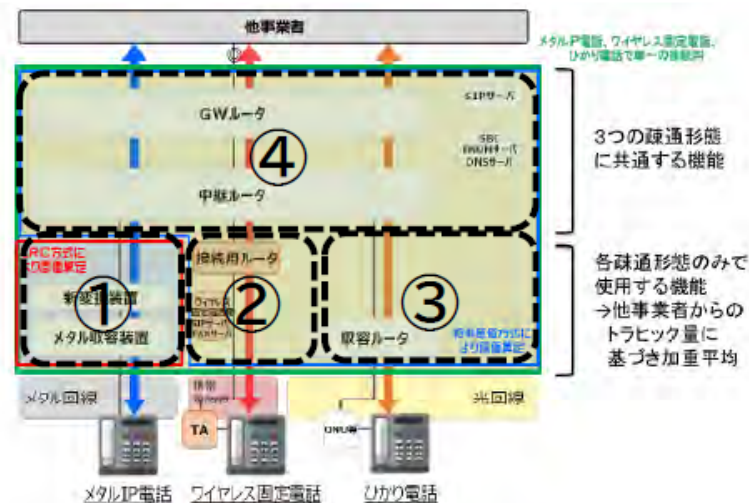
令和5年11月1日(水)
第67回委員会資料1より抜粋

【3分あたり単価における比較(2023年度)】

(単位:円)

	東西			東西差 (西/東)
	東日本	西日本		
①メタルIP電話(固有部分) <small>現行制度における均一料金の対象</small>	6.12	5.43*	6.80*	1.25倍
②ワイヤレス固定電話(固有部分)	-	-	-	-
③ひかり電話(固有部分)	-	0.07	0.06	0.91倍
④共通部分	-	1.10	1.23	1.11倍
同一接続料(①②③の加重平均額+④)	-	3.48	4.19	1.20倍

※①メタルIP電話(固有部分)の東日本・西日本単金については、2023年3月8日に総務大臣より通知を受けたモデルにより試算



(図) 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第66回) (2023年10月11日)資料抜粋、一部加筆

論点3 東西均一接続料の扱い

<経緯>

- NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則。一方、これまで、加入電話・メタルIP電話の接続料においては、ユーザ料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。(なお、ひかり電話は東西別接続料。)
- 令和3年9月答申において、「移行期間中の接続料の算定として、(中略)東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算結果を踏まえれば、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きいと現実的ではないと言わざるを得ない」とされた。
- また、「今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要がある」とされた。

<今後の進め方>

- 第67回接続政策委員会(令和5年11月1日)で示された試算や、東日本地域や西日本地域を主たる業務地域とする事業者に対する影響を踏まえた検討を行う。

日本電信電話株式会社の再編成(平成11年7月1日)

情報通信審議会答申「IT時代の接続ルールの在り方について 第二次答申」(平成13年7月19日)

- NTT東日本とNTT西日本とが電気通信事業者としてその経営実態に即して業務展開を行っていくことがNTT再編の趣旨であり、特定費用負担金制度が存続する平成13年度までの期間が終了した後は、NTT東日本とNTT西日本とで異なる接続料を設定すべき。

情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」(平成14年9月13日)

- NTT東日本・西日本に係る特定費用負担金制度の終了を踏まえ、また、NTT東日本及びNTT西日本が別会社であるという事実を前提にすれば、それぞれのコスト構造・水準の違いを反映した各社固有のLRICベースのコストに基づき接続料を設定することが最善の方法。

第155回国会衆総務委員会決議「接続料等に関する件」(平成14年11月28日)

- 一 国民生活に不可欠な基礎的な通信手段というユニバーサルサービスの主旨に鑑み、NTTの接続料については平成十五年度以降も引き続き東西均一を維持し、ユーザー料金に地域格差を生じることがないように適切な措置を講ずること。
- 二 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し相対的に大きな負担を強いるものであり、接続料の算定に当たっては基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。
- 三 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、仮定と予測に基づいてコストを算出する長期増分費用方式と現実の乖離を最大限抑えるべく、各種入力値は適切に算定するなど、消費者の利益に資するために適切な措置を講ずること。
- 四 接続料の算定に用いている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保やブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を考慮し、早期廃止に向けあるべき接続料の算定方式を検討すること。
- 五 接続料についての日米意見交換に当たって、政府は以上の立場を堅持し、国益最優先の立場で取組むこと。

第155回国会参総務委員会決議「相互接続料等に関する決議」(平成14年11月28日)

現在検討されている相互接続料の見直しについては、電話サービスが低廉な料金で全国民に対し公平に提供されるべきユニバーサルサービスであることを踏まえ、政府は左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 電話サービスが国民生活に不可欠な基礎的な通信手段であることから、ユニバーサルサービスの趣旨にかんがみ、相互接続料については、ユーザー料金に地域格差が生じることのないようNTT東西間で格差をつけないこと。
- 二 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し、相対的に大きな負担増を強いるものであり、接続料の算定に当たっては、基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。
- 三 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、適切な入力値に基づき相互接続料を算定すること。
- 四 接続料の算定に用いられている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保及びブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を十分に考慮し、廃止を含め、あるべき相互接続料の算定方式を検討すること。

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正(平成15年法律第125号)

- 接続料を均一とすることにより生じる接続料収入と原価との乖離を是正するため、NTT東日本がNTT西日本に対して金銭を交付する東西交付金制度が導入され、NTT東日本とNTT西日本との接続料について同等の水準を確保することを財政面からも措置。

情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(平成16年10月19日)

- 接続料規則における原価算定の原則やNTTを東西二つの地域会社に再編した経緯からはNTT東日本・NTT西日本が各々の費用に基づく異なる接続料を設定することが適当だが、20%を超える東西格差及び現時点において既存の固定電話サービスが果たすことが期待されている社会的役割を考慮し、平成17年度以降の接続料についても東西均一とすることが適当。

情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(平成19年9月20日)

- 平成20年以降の接続料において、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性がある東西別接続料を設定することは、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難であり、現行の接続料算定方法を大幅に見直さない限りにおいて、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当。

情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」(平成22年9月28日)

- NTT東日本・NTT西日本間の接続料の格差は、GC接続、IC接続ともに20%以上に達しており、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当。
- なお、NGNによるIP電話(IGS機能)において東西別接続料が設定されていることに鑑み、固定電話に比して、ある程度IP電話が普及した段階においては、社会的コンセンサスに十分配慮しつつ、東西別接続料の導入について検討する必要がある。

情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について」(平成24年9月25日)

- 依然としてNTT東日本・NTT西日本間の接続料格差は、GC接続、IC接続ともに20%以上に達している。
- 平成22年答申以降、接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等、この数年間で東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成25年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当。
- 他方、東西別接続料が設定されているNGNのIP電話については、電話単独では提供されていないこと、PSTNがNGNと異なり音声に特化したサービスであることを踏まえると、現時点においてはPSTNとNGNを同一の観点から比較するに至っていないが、将来的にPSTNに係る接続料についても、改めて東西別接続料の設定に関する検討が必要。

情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月16日)

- 長期増分費用方式の適用を受ける接続料においても、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する原価は別々に算定されるものであり、NTT東日本・西日本の各々の接続料が別々に算定され、設定されることが原則。
- これまで、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。これについて、今般、改良PSTNモデルの採用に伴い東西別の接続料に是正することは、負担の変動が著しく大きいため現実的ではないが、今後、IP網ベースの接続料への移行に合わせて、東西均一の接続料の維持の要否について検討を行っていく必要がある。
- したがって、次々期適用期間以降の接続料の在り方に向けては、接続料が本来、東西別で設定されるものであることを念頭に、PSTNからIP網への移行状況や、移行後の提供サービスにおける利用者料金と接続料との関係等を踏まえつつ、東西均一接続料の維持の要否について検討することが適当である。

情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」 最終答申 (令和3年9月1日)

- 長期増分費用方式の適用を受ける場合であっても、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する原価及び接続料は、個別に算定・設定されることが原則である。
- 他方、これまで、ユーザ料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた。
- 今般、移行期間中の接続料の算定として、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを併用するとしても、東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算結果を踏まえれば、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きい現実的ではないと言わざるを得ない。
- 今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要がある。

(図表26 東西別料金設定による接続料水準及び東西格差への影響)

【第8次PSTN-LRICモデル】

	R4AC	R5AC	R6AC
東日本 (①)	8.23円/3分	8.59円/3分	8.98円/3分
西日本 (②)	9.96円/3分	10.58円/3分	11.19円/3分
東西比 (②/①)	1.21	1.23	1.25

【第9次IP-LRICモデル】

	R4AC	R5AC	R6AC
東日本 (①)	4.58円/3分	4.82円/3分	5.12円/3分
西日本 (②)	5.92円/3分	6.34円/3分	6.79円/3分
東西比 (②/①)	1.29	1.31	1.33

※ GC接続とIC接続の単金の加重平均値(トラフィック割合で加重)。GC接続・IC接続ともにトランクポート等費用を含む。NTSコストの一部を接続料原価へ付け替えた場合の試算結果。

※ メタル回線を光回線とみなすロジックを適用しない場合の試算結果。
 ※ 試算値は、試算方法等に起因する誤差を含む可能性がある。
 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラフィック傾向変化の可能性を考慮し、通話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施。本試算結果は、中間的な入力値による試算結果を示したものの。

論点4 接続料算定方法の適用期間

- ・ IP網へ移行後の接続料算定方法の適用期間について、どのように考えるか。
- ・ 環境変化への柔軟な対応を可能とする観点から次期適用期間についても、これまでと同程度とすることが考えられるか。

<事業者からの主な意見>

- 全ての事業者が対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、規制対応や運用に係るコストを最小化する観点からも、本来、全ての事業者が一律・公平に「ビル&キープ方式」を用いることが適当。全ての事業者が「ビル&キープ方式」に移行するまでの間は、これまで通り、音声接続料による事業者間精算が必要になると認識しており、その際に用いる接続料の算定方法については、規制対応や運用に係るコストを最小化する観点から、当面(少なくとも3年以上)は次期接続料算定方法の適用を継続することとし、市場環境・技術動向等に著しい変化が生じた際に見直すことが適当。【NTT東日本・西日本】
- LRICモデルの適用期間は、これまでおおむね3年間であり、適用期間を変更すべき特段の事由も無いことから、今回の適用期間も同様に3年間とすることが妥当。年度単位で区切ることが望ましいため、令和7年1月～令和10年3月の3年3か月の期間が適当。【KDDI】
- 従来のLRICモデルの適用期間と同様に、基本は3年間とすることが適当。次期適用期間については令和7年1月～令和10年3月(3年3か月)とすることが適当。なお、メタル回線の廃止状況等、接続料を取り巻く環境に変化が生じた場合には、上記3年間の適用期間を待たず見直しを行うべき。特に、IP網へ移行後のLRICモデルにおける加入者回線の取扱い(論点2)について、実際のメタル回線廃止の状況を考慮し、次期算定においては光回線への置き換えを行わないと整理された場合は、NTT東日本・西日本におけるメタル回線廃止の状況について少なくとも毎年度の接続料算定の際に確認し、メタル回線廃止の状況を踏まえ適直接続料の算定方法を見直すことが適当。【ソフトバンク】
- 令和7年1～3月の接続料は、実務上の観点から、令和6年4～12月適用の接続料を暫定的に適用したうえで、令和7年度の接続料とあわせて、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料として設定(令和7年1～3月分は遡及精算)することが適当。【NTT東日本・西日本】
 - ・ 接続料の算定に当たっては、NTT東日本・西日本の会計実績整理、総務大臣によるモデル通知、事業者からの入力値提案、審議会への諮問や意見募集(2回)等の様々なプロセス等が必要であり、年度単位で実施することが制度の前提と認識
 - ・ そのため、令和7年1～3月の3か月間分を個別に算定(年に2回算定・認可申請)することは、実務的に非常に困難

論点4 接続料算定方法の適用期間

<経緯>

- LRICモデルは、新規参加者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在需要を賄う通信網を構築した場合をモデル化して費用を算定するものである。そのため、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、最新の技術をモデルに適用することが望まれる。
- 他方で、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点からは、算定方法の過度に頻繁な変更は好ましくない。そうした事情を踏まえ、これまでの多くの場合は3年間の適用としている。
- 令和3年9月答申において、IP網への移行過程の接続料算定方法の適用期間については、令和4年4月からIP接続への接続ルート切替の完了が予定されている令和6年12月までとすることが適当とされた。

<考え方>

- 事業者からは、これまでの多くの場合と同様に3年間を基本とすべきとの意見に加えて、メタル回線の廃止状況等、接続料を取り巻く環境に変化が生じた場合には3年間を待たず見直しを行うべきとの意見や、規制対応や運用に係るコストを最小化する観点から少なくとも3年以上とし、市場環境・技術動向等に著しい変化が生じた際に見直すこととするべきとの意見があった。
- これらの意見を踏まえ、IP網への移行後の接続料算定方法の適用期間は、環境の変化に柔軟な対応を可能とする観点から、従来と同様に3年間とすることが考えられる。この際、接続料の改定が概ね事業年度単位を基本として行われてきたことから、適用期間を令和7年1月から令和10年3月までの3年3か月とすることが適当ではないか。
- また、NTT東日本・西日本から、令和7年1～3月の3か月間分の接続料を個別に算定することは実務的に非常に困難であるとの意見があった。これが全く不可能であるとまでは言えないものの、NTT東日本・西日本における規制対応コストをいわずらに増大させないという観点から、令和7年1～3月の接続料については、令和6年4～12月適用の接続料を暫定的に適用した上で、令和7年度の接続料の改定と合わせて、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定し、令和7年1～3月分は遡及精算することもやむを得ないのではないか。この際、接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、予測値の開示等が行われることが望ましいのではないか。

論点5 その他検討を要する事項

- ・上記の他、IP網への移行後の音声接続料の在り方について検討を要する事項はあるか。

<事業者(NTT東日本・西日本)からの提案事項>

● ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較

- ・ワイヤレス固定電話の導入回線数が限定的である間(例えば、サービス開始から3年間程度)は、IP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略することが適当。

● LRICモデルの運用プロセスの簡素化

- ・LRIC方式の運用には多くのコストを要しており、①従来のように3年間を周期としたモデル見直しを行うのではなく、市場環境・技術動向等の変化が生じた際に、必要に応じて見直すようにする、②LRICモデルの入力値は、数百ものパラメータがあるものの、近年、大きな変化がないものも多いため、そのようなものは、市場環境・技術動向等の変化が生じた際に、必要に応じて見直すようにする、のような簡素化が必要。

● 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し

- ・約20年前(平成17年3月)の要請に基づく、四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務について、これまでトラヒックは一貫して減少し続けており、四半期単位に傾向が変化するものではないことや、ホームページの閲覧数も僅かであることから、トラヒックの開示は、年度単位(毎年度の認可申請時)に見直ししていただきたい。

<委員からの主な意見>

- 事業者から提案のあった簡素化等の見直しは、適宜、考えていかないといけない。例えば、四半期単位の実績トラヒックのホームページでの開示義務については、全く見られていないのにやらなければいけないというのは労力の無駄。このような点は適宜見直していくというのは良いことであり、事業者からも適宜指摘いただけると良い。

- 四半期ごとの開示を年度に変更するとどれほどコスト削減になるか。年4回と年1回のコストの差は僅かで、わざわざ見直すほどのことでもないのではないか。「見られていないから、必要ではない」というものでもなく、開示していることが、透明性の証明でもある。特にトラヒックは接続料算定の基礎になるものなので、開示コストが大きくないなら、現行のままでも良いのではないか。

論点5 その他検討を要する事項

【ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較】

<経緯>

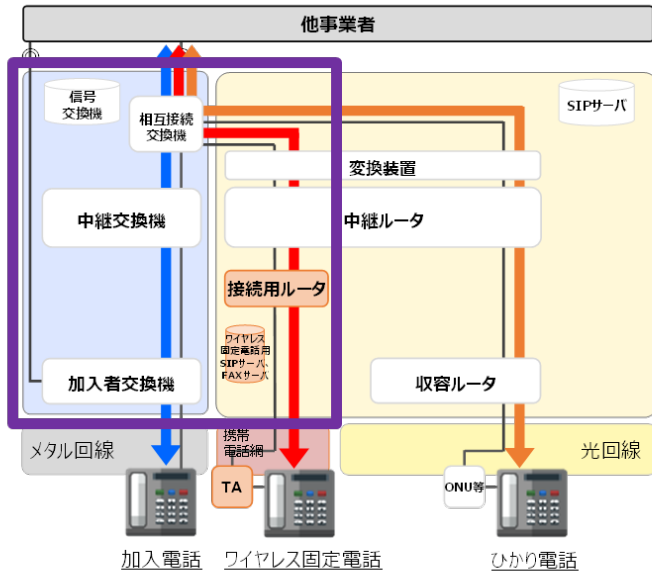
- 令和4年9月答申では、「電話網のIP網への移行後(令和7年1月以降)は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当」とされた。
- また、同答申の試算では、ワイヤレス固定電話導入開始時から少なくとも10年間は、ワイヤレス固定電話の接続料原価及び加入電話/メタルIP電話の接続料の合計が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合(導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話/メタルIP電話であると仮定した場合)の接続料原価を上回ると見込まれた。(次ページ参照)
- そのため、当該試算を踏まえ、電話網のIP網への移行期間中(令和6年12月まで)は、「接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当」とされた。

<考え方>

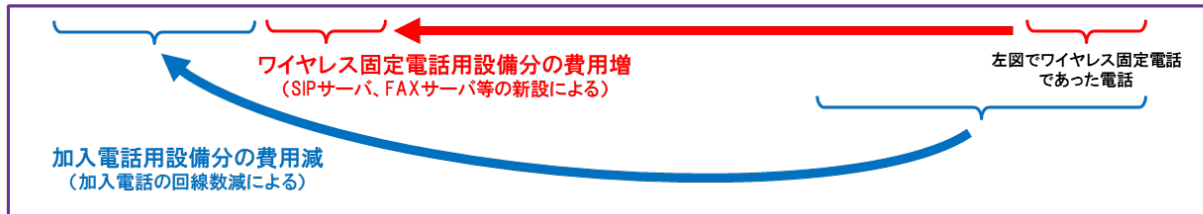
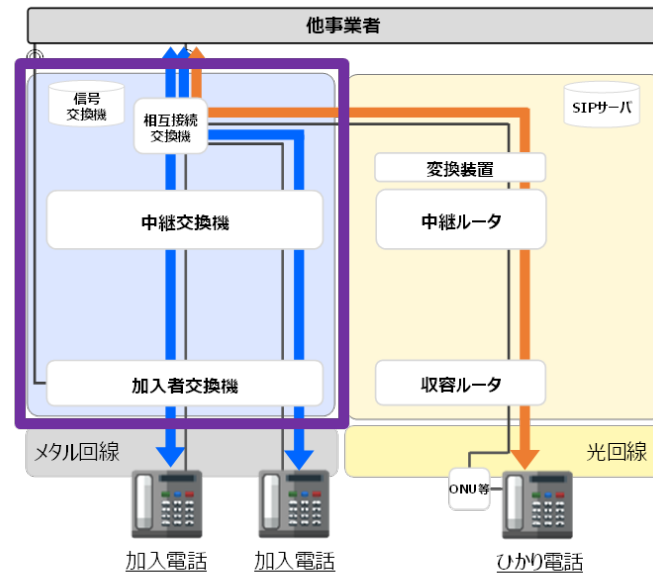
- NTT東日本・西日本から、ワイヤレス固定電話の導入回線数が限定的である間は、IP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略すべきとの意見があった。
- 令和4年9月答申の試算は、電話網のIP網への移行前の網構成を前提としており、IP網移行後の構成においては、当該試算と比較して、加入電話・メタルIP電話に係る設備が「加入者交換機・中継交換機・相互接続交換機等」から、「メタル収容装置・新変換装置・中継ルータ・GWルータ」に置き換わっているため、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を下げる方向に変動する(比較において「ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合」がより選ばれやすくなる)と考えられる。
- したがって、接続料算定方法の次期適用期間については、固定電話網のIP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当ではないか。

■ ワイヤレス固定電話及び加入電話/メタルIP電話の接続料原価の試算(IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成の場合)

ワイヤレス固定電話及び加入電話
 の接続料原価の合計(紫色枠内)



ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の加入電話
 の接続料原価(紫色枠内)



紫色枠内の
 比較

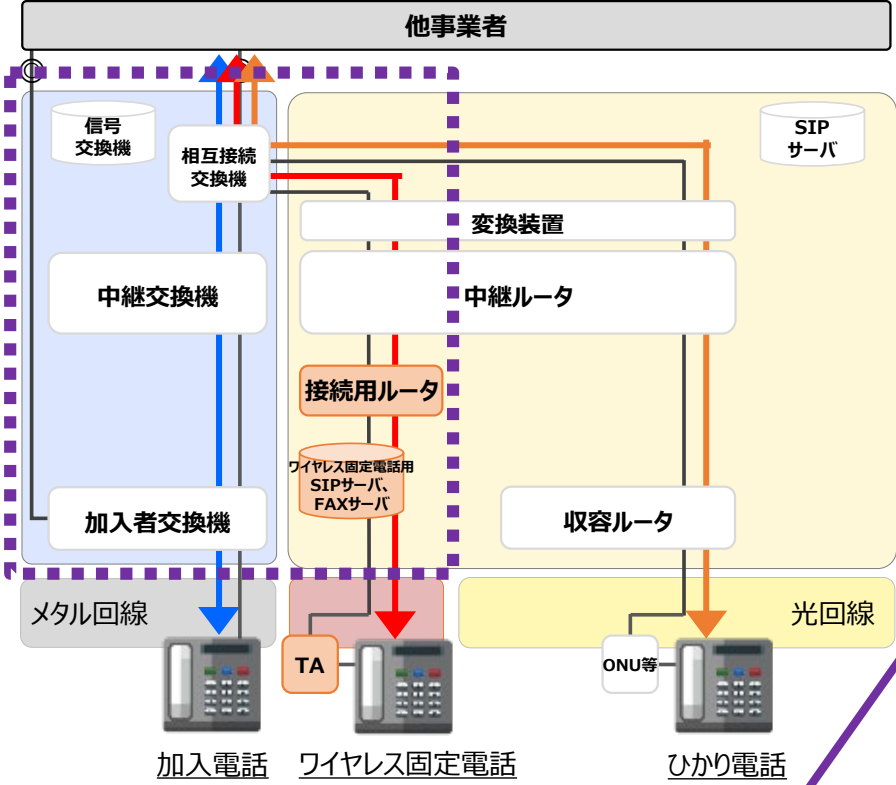
NTT東日本・西日本説明資料から
 事務局作成

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年経費(億円)	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	4.0
①SIPサーバ	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	2.9
②FAXサーバ	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	0.9
③ルータ	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
固定電話の接続料原価	▲0.1	▲0.2	▲0.3	▲0.5	▲0.9	▲1.3	▲1.7	▲2.1	▲2.5	▲2.9

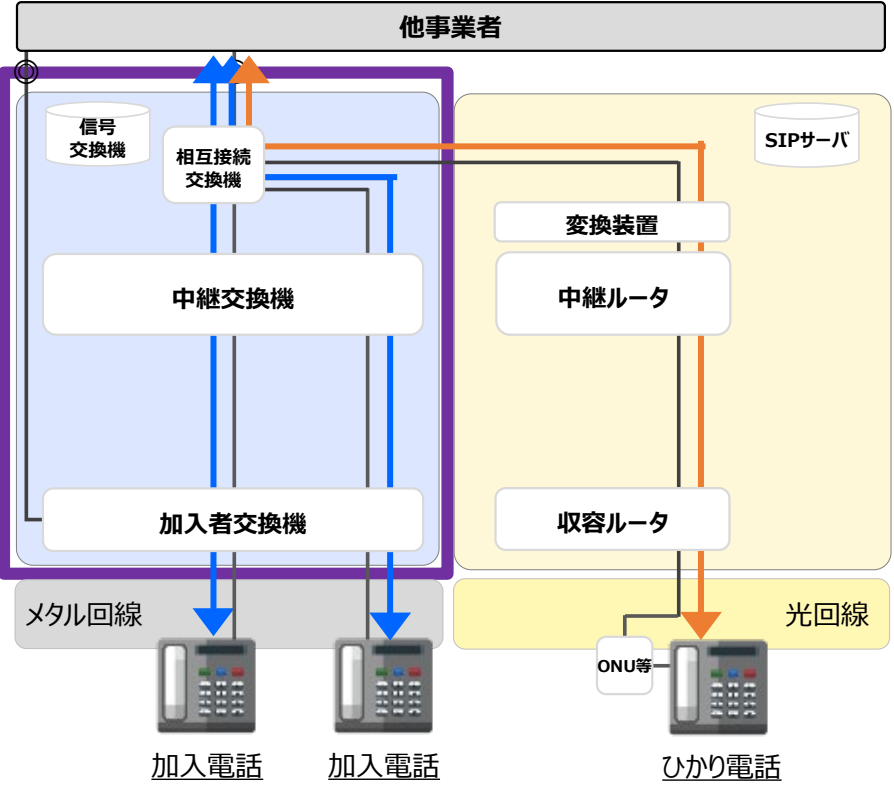
※ 固定電話の接続料原価については、資本コスト等を除く

IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成

ワイヤレス固定電話及び加入電話
の接続料原価の合計(紫色枠内)



ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の加入電話
の接続料原価(紫色枠内)

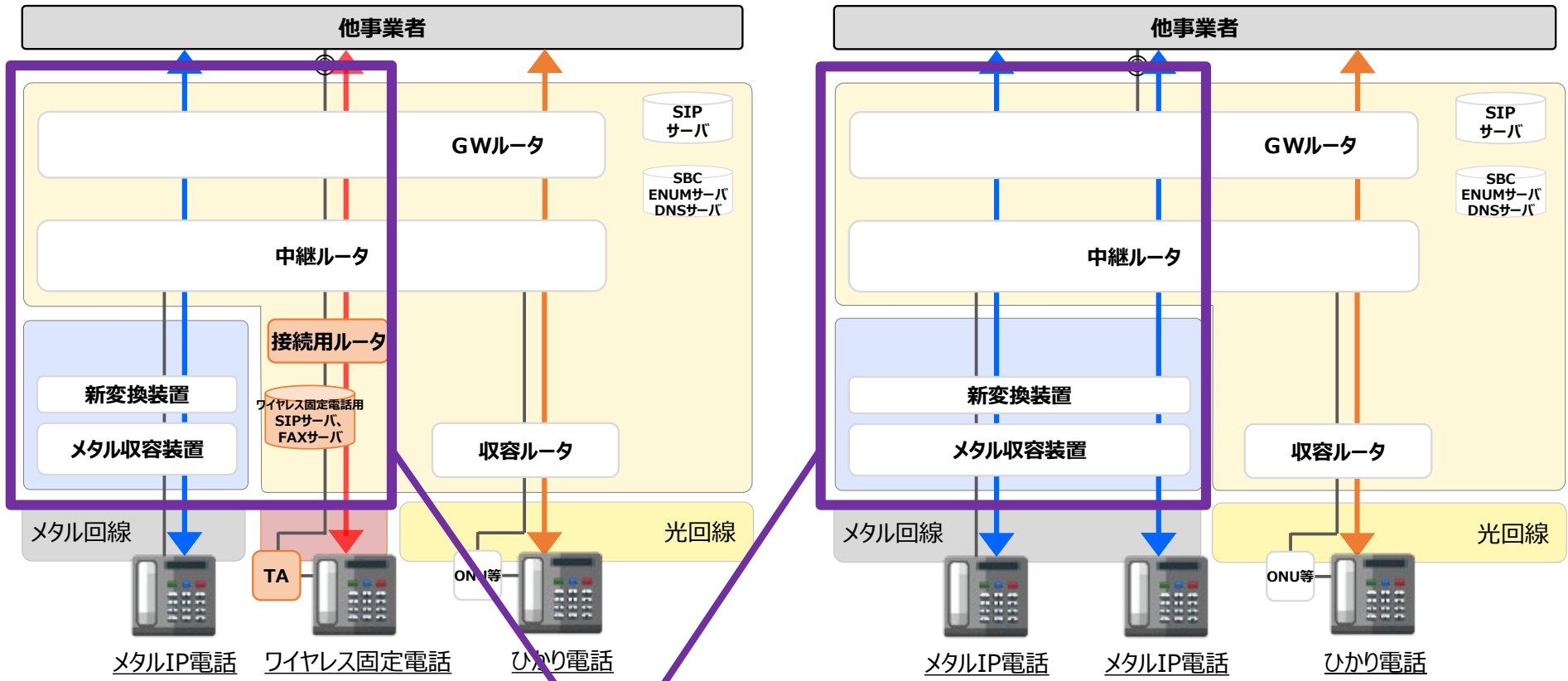


接続料原価の比較を省略して、接続料原価を決定

IP網への移行後の設備構成

ワイヤレス固定電話及びメタルIP電話
の接続料原価の合計(紫色枠内)

ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合のメタルIP電話
の接続料原価(紫色枠内)



両ケースの接続料原価を比較して、接続料原価を決定

論点5 その他検討を要する事項

【LRICモデルの運用プロセスの簡素化】

<経緯>

- LRICモデルは、新規参入者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在需要を賄う通信網を構築した場合をモデル化して費用を算定するものである。そのため、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、最新の技術をモデルに適用することが望まれる。
- 他方で、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点からは、算定方法の過度に頻繁な変更は好ましくない。そうした事情を踏まえ、これまでの多くの場合は3年間の適用としている。
- また、モデルの入力値については、令和3年9月答申において、通信量については「令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当」とされ、通信量以外の入力値については「令和3年度までに引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当」とされた。

<今後の進め方>

- モデルの入力値に関する毎年度の更新の見直しについて、NTT東日本・西日本の提出資料も踏まえ、検討を行う。

※LRICモデルの運用において、事業者(NTT東日本・西日本等)から提案・提出された情報を用いて、毎年度の見直しを実施している主な入力値は以下のとおり。

- ・回線数、通信時間、通信回数
- ・メタルケーブル単価【県別】
- ・光ケーブル(加入系、中継系、海底)単価【県別】
- ・経済的耐用年数
- ・施設保全費
- ・道路占用料
- ・報酬率(自己資本利益率等)
- ・経費比率(施設保全費対投資額比率等)

なお、ネットワーク設備(ルータ、メタル回線収容装置、伝送装置等)の単価・スペック等については、必ずしも毎年度の見直しを実施していない。(事業者提案があった場合等に見直しを検討)

論点5 その他検討を要する事項

【四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し】

<経緯>

- 接続料に関し、接続事業者の予見性を高められる措置の実施について要望があったことを受け、平成17年3月、総務省よりNTT東日本・西日本に対して「通信量動向が接続料算定に与える影響が甚大であることにかんがみ、貴社において、少なくとも四半期ごとに交換機を経由する通信時間及び通信回数の最新データを公表すること」との要請を実施し、現在まで同社ウェブサイトにおいて開示されている。

<今後の進め方>

- 四半期単位の開示については、これまで加入電話トラヒックの減少による接続料の変動に関し、接続事業者の予見性、接続料の透明性の確保に一定の役割を果たしてきたと考えられる。一方で、接続料算定の基礎たるトラヒックについては、接続料の算定に必要な範囲で網使用料算定根拠においても開示されており、一定の透明性は確保されている。
- そのような中、接続事業者の予見性や接続料の透明性の確保の観点で、四半期単位の開示が役割を果たすべきかについて、NTT東日本・西日本の提出資料も踏まえて、コストとの関係に留意して検討をすべきではないか。